

海から見る集団的自衛権

緊急シンポジウム

七月一日、安倍首相が他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。安党内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、系谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。

七月一日、安倍首相が他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。安党内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、系谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。

七月一日、安倍首相が他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。安党内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、系谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。



七月一日、安倍首相が他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。安党内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、系谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。

七月一日、安倍首相が他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。安党内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、系谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。

藤木インスペクター日誌

～クルーリストに若い日本人～

| 乗組員名簿 CREW LIST | | |
|----------------------------|-------------|-------------------------|
| 到着港* / 出発港* | 出港 | |
| Port of arrival/ departure | Departure | |
| TOKYO, JAPAN | | |
| 1. 前着地* | | |
| Port arrived from / to | | |
| 9. 職名 | 10. 国籍 | 11. 生年月日、出生地* |
| Rank or rating | Nationality | Date and place of birth |
| Master | Filipino | 4-Apr-1973 |
| C/Off | Filipino | 1-Oct-1969 |
| 2/Off | Japanese | 7-Jan-1991 |
| 3/Off | Filipino | 15-Dec-1989 |
| Jr 3/Off | Japanese | 22-Oct-1988 |
| C/Engr | Filipino | 29-Aug-1958 |

国土交通省交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会は、輸入に頼っている日本における日本外航船の安定的な海上輸送を確保するためにトン数標準税制で優遇措置を図り、日本船籍の増加と日本人船員を今の一・五倍に増やすという答申を平成一九年一月にまとめた。このことを受け「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が成立して日本籍船と外航日本人船員を増やす計画が、取り組まれていきます。訪船するたびに、少しずつ思われますが、日本船籍は、増えていると思えます。過去に二、三隻訪船しましたときの船員は、全員フィリピンの人でした。先日訪船した船は、パナマ船籍でITF協約を持つ

法の一部を改正する法律案」が成立して日本籍船と外航日本人船員を増やす計画が、取り組まれていきます。訪船するたびに、少しずつ思われますが、日本船籍は、増えていると思えます。過去に二、三隻訪船しましたときの船員は、全員フィリピンの人でした。先日訪船した船は、パナマ船籍でITF協約を持つ

労働基準法の最終号を受けけることになりました。第十三章「罰則」の「両罰規定」の内容です。また、違反行為の謀議は、事業主による直接の違反行為でない場合でも、事業主の代理人、その必要措置を行った場合の従業員(工場長、部長、課長、主任等)の行為は、当事者とともに事業主も処罰(罰金刑)されることとなります(第一章・第一条、第十三章・百二十一条)。

労働基準法の最終号を受けけることになりました。第十三章「罰則」の「両罰規定」の内容です。また、違反行為の謀議は、事業主による直接の違反行為でない場合でも、事業主の代理人、その必要措置を行った場合の従業員(工場長、部長、課長、主任等)の行為は、当事者とともに事業主も処罰(罰金刑)されることとなります(第一章・第一条、第十三章・百二十一条)。

労働組合基礎講座

～労基法・最終号～

労働基準法の最終号を受けけることになりました。第十三章「罰則」の「両罰規定」の内容です。また、違反行為の謀議は、事業主による直接の違反行為でない場合でも、事業主の代理人、その必要措置を行った場合の従業員(工場長、部長、課長、主任等)の行為は、当事者とともに事業主も処罰(罰金刑)されることとなります(第一章・第一条、第十三章・百二十一条)。

労働基準法の最終号を受けけることになりました。第十三章「罰則」の「両罰規定」の内容です。また、違反行為の謀議は、事業主による直接の違反行為でない場合でも、事業主の代理人、その必要措置を行った場合の従業員(工場長、部長、課長、主任等)の行為は、当事者とともに事業主も処罰(罰金刑)されることとなります(第一章・第一条、第十三章・百二十一条)。



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会